

令和 8 年 8 月 6 日

組合員各位

三井物産健康保険組合

令和 8 年 熊本地震による被災者の方の健康保険の取扱いについて

この度の災害により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震により被災された方につきまして、厚生労働省より健康保険の一部負担金の徴収猶予・減免、健康保険料の納付期限の延長、資格確認等の取り扱いに関わる特例措置の通知がございましたので、お知らせいたします。

被災により特別な措置を必要とされる場合には、当組合までご連絡ください。

記

1. 災害救助法適用市町村

【熊本県】

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

最新の適用地域は、下記リンクよりご確認ください。

[内閣府ホームページ](#)

2. マイナ保険証または資格確認書を紛失している場合の医療機関等の受診について

被災によりマイナ保険証または資格確認書を保険医療機関等に提示できない場合は、「氏名」、「生年月日」、「事業所名」を申し出ることにより受診できる取り扱いとなっております。資格確認書の再交付が必要な場合は、加入事業所を経由して、資格確認書の再交付申請を行ってください。

3. 一部負担金の免除について

災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、住家の全半壊・全半壊等の被災をされた方等には、医療保険の一部負担金（窓口負担）の徴収猶予および減免を行います。

また免除対象者がすでに支払っている一部負担金等については、被保険者からの申請により還付をいたします。

当組合への申請が必要となりますので、お問い合わせください。

本件問い合わせ先：三井物産健康保険組合（TEL：03-3285-2934）

以 上